

## 税金の納め忘れはありませんか？

問 税務課 徴収係 ☎92-7918

町税民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの町税は、私たちが安心して暮らすための福祉や教育、ごみ処理や道路整備など、公共サービスを充実させるために欠かせない財源です。税金の滞納は、納期限内に納税していただいている納税義務者との公平性を欠くことになります。税金は、指定された納期限までに納めましょう。なお、11月は滞納整理強化月間として、電話や訪問等による催告や滞納処分を強化します。

### ▼滞納をするとどうなる？

税金を納期限までに納めなかった場合は、督促状が送付されます。地方税法に、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合、町は滞納者の財産を差押えしなければならないと定められています。町では、期限内に納付された方との公平性を守るため、また安定した税収入を確保するため、納税に対する意識の希薄な滞納者に対しては財産調査等を行い、財産の差押えなどの滞納処分を行います。

### ※滞納処分とは・・・

納期限から一定期間が過ぎても、税金が納付されない場合に、滞納者の意思に関わりなく財産を差し押さえ、換価・充当することをいいます。(差押対象財産…不動産、預貯金、給与、生命保険等)

### ▼納税は口座振替が便利です

口座振替とは、町税を納期ごとに指定した預貯金口座から自動的に引き落としして納税する制度です。一度申し込みをすれば、口座の解約や変更の届け出がない限り毎年継続されるので安心です。

登録方法は、町指定の金融機関の窓口で、「通帳印・預金通帳・納税通知書等」を持参して、口座振替依頼書を記入し提出してください。本人控えは、必ず保管をお願いします。ぜひ、便利な口座振替をご利用ください。

### ▼コンビニエンスストア及びアプリ決済でも納付ができます

口座振替でない人には、個別に郵送する納付書による納付をお願いしています。納付書記載の金融機関に加え、納期限内であれば曜日や時間に関係なく、全国の主なコンビニエンスストアで納付できます。

また、納付書に記載のバーコードを読み取っていただければ、アプリ決済により納付をしていただくことも可能です。

### ▼事情のある方はご相談ください

病気や失業、その他やむを得ない理由で一時的に税金の期限内納付が困難な方は、そのまま放置せず、必ず税務課（役場1階）までご相談ください。

### ▼11月11日から17日は「税を考える週間」です

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」としています。

## 「基山町重度心身障害者福祉年金」を支給します

**申問** 福祉課 障がい福祉係 ☎92-7964

重度の心身障がい者の方に対して、福祉の増進を図ることを目的に重度心身障害者福祉年金を支給します。

### ▽対象者

- ① 11月1日現在で本町に居住し、身体障害者手帳の1級又は療育手帳をお持ちの方
- ② 11月1日現在で施設に入所しており、本町に居住する方の扶養を受けている身体障害者手帳1級又は療育手帳をお持ちの方

### ▽申請時に必要なもの

- ・申請書（10月下旬に対象者には送付しています）
- ・印鑑
- ・身体障害者手帳又は療育手帳（写し）
- ・通帳（振込先が確認できるもの）

※身体障害者手帳1級又は療育手帳をお持ちの方で申請書が届いていない方は、お問い合わせください。

### ▽申請締切日

11月30日（火）

## 町民アンケート調査にご協力ください

### 地域公共交通計画策定にあたってのアンケート調査について

**問** 定住促進課 地域公共交通係 ☎92-7920 ☎92-2084 ✉teiju-3@town.kiyama.lg.jp

町では、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランとして地域公共交通計画の策定を進めています。

計画の策定にあたって、町民の皆様に公共交通サービスをどのように利用をされているか、どのように思っているかについてご意見をお聞かせいただくために、アンケート調査を実施します。本町在住の15歳以上の方の中から選んだ1,300名の方に、11月1日頃にアンケート調査票をお送りさせていただきます。調査票に記入された内容につきましては、今後の交通施策に関する検討等に活用させていただくものであり、個人的にご迷惑をおかけすることはありません。お忙しい中誠に恐縮ではありますが、本調査の主旨をご理解いただき、アンケート調査票がお手元に届いた場合には、11月12日（金）までに回答していただきますようご協力をお願いします。

またアンケートが届かなかった方で、アンケートの回答を希望される方は、右記のQRコード又は基山町ホームページに公開しているリンクから回答することができますので、ぜひご協力をお願いします。

※本町在住の15歳以上の方ならどなたでも回答いただけます。

※QRコードまたはリンクから回答する場合、googleアカウントのログインが必要になります。

### ▽QRコード



有料広告

● あなたの身近なかかりつけ医に ●



## さかい胃腸内視鏡内科クリニック

胃カメラ  
ピロリ菌検査  
除菌治療

大腸カメラ  
日帰りポリープ切除  
(要予約)

安心 眠った状態での  
無痛内視鏡をご提供

■全身エコー(要予約)  
■人間ドック ■健康診断

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:30	●	●	●	●	●	▲	△
14:30~17:30	●	●	△	●	●	△	△

▲9~14時

さかい 内視鏡

(0942) 92-1121

基山町小倉1059-2

## 町道（城戸1号線）の路改良工事に伴う通行止めのお知らせ

**問** 建設課 工務係 ☎92-7954

町道(城戸1号線)に離合所を新設する工事に伴い、工事箇所を令和3年11月8日(月)から令和4年3月10日(木)までの期間、自動車の通行止めを行います。

※期間中は終日通行止めとなります。

※歩行者、自転車の通行は可能です。

近隣住民、ご利用の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

### ▽車両通行止め箇所及び工事箇所



### ▽迂回路



## 佐賀県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ 口の健康・歯あわせ健診を受診しましょう

**問** 一般社団法人 佐賀県歯科医師会 ☎0952-25-2291

佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

口の状態は健康寿命と深い関わりがあります。

「口の細菌の増加」や「唾液の減少」「飲み込みなどの筋力低下」などは、食べる機能だけでなく、全身の衰えへと繋がります。

70歳以上の肺炎患者の約7割が「誤嚥性肺炎」といわれており、それは口腔内の細菌が原因とされています。

また、新型コロナウイルス感染症の重症化に影響している“糖尿病”には、歯周病菌が関与していることが分かっています。

健康で元気に長生きするためには、口の中を清潔に保ち、食べられる口を維持していくことが大切です。定期的な歯科健診を受けて口の健康度を知り、健康な生活を送りましょう。

なお、県内の76歳の方を対象に「歯あわせ健診」を実施しています。対象の方には、4月に受診券を送付していますので、この機会に口の状態を把握しましょう。

詳しくは、佐賀県歯科医師会のホームページをご覧ください。問合せ先までご連絡ください。

相続手続

遺言

無料相談会も実施中!!

不動産名義変更には何が必要なの？

遺産分割で採れない方法は？

遺言書はどう作るの？

相続放棄 親の借金を相続したくない!

司法書士法人  
州都綜合法務事務所  
SHUTO JUDICIAL SCRIVENER OFFICE

主たる事務所 佐賀県鳥栖市秋葉町3-18-6  
佐賀県司法書士会  
佐賀・鳥栖オフィス代表社員 原弘安

鳥栖市 相続 州都 検索  
▲詳しくはホームページをご覧ください



経験豊富な  
司法書士が相談対応!!

有料広告

佐賀・鳥栖  
オフィス

☎0120-790-481

佐賀県鳥栖市秋葉町3丁目18番地6 TEL: 0942-83-0044 FAX: 0942-83-0054  
平日 8:30~17:30 平日17:30以降、土日でも対応可能です(要予約) 駐車場あり

## 令和3年度 第3回環境審議会を開催します

**問** まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941

基山町環境基本条例第13条に基づく環境審議会を開催します。

▽開催日 11月10日(水) 午前10時～ ▽場所 役場4階 大会議室

▽内容 ・住民ワークショップの結果分析について  
・環境基本計画素案について

▽審議会の公開 審議会は公開いたします。傍聴を希望される方は、当日会場にお越しください。

## 町内全域美化活動 『クリーンアップ KIYAMA』にご協力ください！

**問** まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941

町内全域の美化活動として『クリーンアップ KIYAMA』を実施します。日頃は、環境美化推進員をはじめとする各区役員やボランティアの皆様のご協力と年2回の全町民による清掃活動によって、町内はごみの少ない、美しく快適な生活環境に維持されています。

町民の皆様のご協力をよろしくお願いします。

▽日時 11月21日(日) 午前中(午前11時まで)

▽活動場所 各行政区で選定された場所(自宅周辺の道路・公園・河川等)

▽参加者 基山町民(各区単位で実施)、町内団体及び企業

▽注意事項

- 回収したごみは、集計及び処分を行いますので、各公民館に午前11時までに持ち込みをお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症予防のため、次の点にご注意いただきご参加をお願いします。
  - ・密集及び密接することを避けマスクを着用の上、ご参加ください。
  - ・発熱など体調が悪い場合には参加をご遠慮ください。
  - ・活動後は、手指消毒や手洗いをお願いします。
- 公民館に持ち込まれたごみは、可燃物(拾ったペットボトルは再利用できないため可燃物に含みます)・不燃物・缶・ビン・落葉くずに分別し、袋に入らない剪定枝は、直径10cm・長さ1.5m以内にして束ねてください。
- ポイ捨て・不法投棄以外の家庭からのごみについては、持ち込みができません。定期収集に出してください。

## 共同募金

### 歳末たすけあい運動について

**問** 基山町社会福祉協議会 ☎92-3311

新たな年を迎える時期に支援を必要とする方が、地域で安心して暮らすことができるよう様々な福祉活動を実施しています。対象は次のとおりです。

- ①在宅寝たきり高齢者
- ②在宅認知症高齢者
- ③在宅重度障がい児(者)
- ④低所得世帯(生活保護世帯を除く)
- ⑤住民参加により歳末時期に行われる地域福祉事業

※対象には、判定基準があります。①～④については地区担当の民生委員、⑤については11月5日(金)までに社会福祉協議会にお問い合わせください。